

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等を支援するため、地域の農業の将来を担う中心経営体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）強い農業・担い手づくり総合支援交付金等交付要綱（令和元年5月20日付け農戦第83号経済産業部長通知。以下「県要綱」という。）及び浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浜松市人・農地プラン...浜松市地域の将来像や地域の中心となる経営体等について話し合い等により計画・作成されたものをいう。
- (2) 基金協会...静岡県農業信用基金協会をいう。
- (3) 融資主体型補助事業...浜松市人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が付加価値額の拡大や経営面積の拡大などの農業経営の発展に意欲的に取り組み、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、事業を行う場合において、農業用機械、施設等の導入に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担部分について、補助を行う事業をいう。
- (4) 追加的信用供与補助事業...プロジェクト融資が円滑に行われるように機関保証の活用を図るため、(3)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について補助を行う事業をいう。
- (5) 申請者...第4条により補助金の交付を受けようとする者、又は、第5条の決定により補助金の交付を受けることが決まった者をいう。

(事業の種類、対象及び補助率)

第3条 この要綱による各事業の種類、対象事業及び補助率等は、別表に定める。

(交付の申請)

第4条 申請者及び基金協会は、市長に対し次に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号。ただし、追加的信用供与補助事業の場合は、様式第2号）
- (2) 経営体調書（別途、県が定める。）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（様式第4号）

- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者の場合）
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、事業の目的及び内容により市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる事項の一部の記載若しくは前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条に基づく申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場合は、交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が市税を完納していることをその要件とする。

2 市長は、前項の場合において補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは条件を附するものとする。

4 市長は、補助金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

5 申請者は、第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して、14日以内に書面をもって申請の取下げをすることができる。

6 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業の遂行）

第6条 申請者は、法令の定め、並びに補助金の交付の決定の内容、及びこれに附した条件に基づく市長の指示、及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

（契約等）

第7条 申請者は、事業の着工に当たって、原則として入札又は見積合わせを行うこととする。

2 申請者は、前項の入札に基づき契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書（様式第7号）の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札に参加させてはならない。

（着工）

第8条 事業の着工は原則として第6条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、申請者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。なお、この場合においては、申請者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 申請者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届（様式第9号）により、市長に提出

しなければならない。

(状況報告及び立入検査等)

第 9 条 市長は、事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して当該事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又はその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査、若しくは関係者に質問することができる。

(事業の遂行等の指示等)

第 10 条 市長は、申請者が提出する報告等により、その者の事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、申請者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(変更等の承認)

第 11 条 申請者は、別表の重要な変更を行う場合又は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

なお、別表に掲げられた変更承認申請を必要としない変更であっても、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

(1) 変更承認申請書 (様式第 10 号。ただし、追加的信用供与補助事業の場合は、様式第 11 号)

(2) 変更収支予算書 (様式第 3 号)

(3) 消費税等相当額報告書 (様式第 12 号) ただし、該当者のみ

2 市長は、前項に基づく申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場合は、変更承認通知書 (様式第 13 号) を申請者に対し通知するものとする。

(概算払の申請)

第 12 条 申請者は、規則第 16 条第 2 項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払承認申請書 (様式第 14 号) に資金状況調べ (様式第 15 号) を添付し、市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第 13 条 市長は、前条に基づく概算払の申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場合は、概算払承認通知書 (様式第 16 号) により申請者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第 14 条 申請者は、前条により承認を受けたときは概算払請求書 (様式第 17 号) を市長に提出しなければならない。

(竣工)

第 15 条 申請者は、事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届 (様式第 18 号) により、市

長に提出しなければならない。

(完成検査)

第16条 市長は、申請者より竣工届があった場合、事業が予定通りに完了したか確認をしなければならない。

(実績報告)

第17条 申請者は、事業が完了したとき(事業の中止等の承認を受けたときを含む。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第19号。ただし、追加的信用供与補助事業の場合は、様式第20号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)

(交付の確定)

第18条 市長は、前条に基づく報告を受けたときはこれを審査し、適当であると認める場合は、交付確定通知書(様式第21号)を申請者に対し通知するものとする。なお、審査にあっては現地検査等により事業の実態を調査するものとする。

- 2 市長は、第15条及び前条の規定による報告を受けた場合において、第16条による完成検査、及び前項の規定による審査、その報告に係る事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して命ずることができる。

(補助金の請求)

第19条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条による通知を受けた後、速やかに請求書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項に基づく請求書の提出を受けて、補助金を交付するものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第20条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(2) 実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかに

なった場合には、その金額（（1）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（（1）又は（2）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

(目標達成状況報等の報告)

第21条 申請者は、事業完了後から目標年度までの間、経営体調書に定められた成果目標達成状況を報告するため、毎年4月末までにその直前1年間の目標達成状況報告書（様式第23号）に根拠となる書類を市長に提出するものとする。

2 目標年度において達成すべき目標に達していない場合は、目標年度終了後も前項の書類を市長に提出しなければならない。

(利用状況等の報告)

第22条 申請者は、機械等を適正に使用するための年間利用計画書（様式第24号）を作成し事業完了年度の翌年度の4月末までに、市長に提出しなければならない。

2 事業完了年度を含む5年間の間、機械等を適正に使用していることを報告するため、翌年度の4月末までに、その直前1年間の利用報告書（様式第25号）及び利用日誌（様式第26号）を市長に提出しなければならない。ただし、それに準じた書類を整備している場合、それに代えることができる。

(補助金交付の取り消し)

第23条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

(4) その他法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

2 前項の規定は事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第24条 市長は、前条に基づく補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取り消

しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該申請者等に補助金の返還を命じるものとする。

- 2 前項により返還の請求を受けた者は、定められた期日までに補助金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りではない。
- 3 申請者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に当該事業の交付の目的を達成するためとった措置、及び当該補助金の返還を困難とする理由、その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 25 条 申請者等は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が、2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 申請者等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 市長は、第 1 項及び第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者等の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第 26 条 市長は、申請者が整備した機械等について、交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して処分制限期間を定めるものとする。

- 2 申請者は、整備した機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳(様式第 27 号)を備え置くものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第 27 条 申請者は、事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかななければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、申請者にとっては、事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備した

機械等の処分制限期間が終了するまで保存しなければならない。ただし、当該期間が10年未満の場合は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第28条 申請者は、整備した機械等について、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分の承認申請書(様式第28号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(災害の報告)

第29条 申請者は、整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に災害報告書(様式第29号)を提出しなければならない。

(増築等の報告)

第30条 申請者は、整備した機械等について、移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に増築等届(様式第30号)を提出しなければならない。

(細目)

第31条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度から令和2年度の補助金について適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、浜松市経営体育成支援事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の廃止対象要綱(他の要綱で準用されている場合を含む。)に基づき、平成30年度までに実施した事業は、なお従前の例による。

別表

1 補助事業の種類、対象及び補助率

(1) 先進的 農業 経営 確立 タイプ	種別	融資主体型補助事業	追加的信用供与補助事業
	対象者	浜松市人・農地プランに位置付けられた中心経営体	
	対象事業	<p>農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設の取得等。</p> <p>園芸施設共済の引受対象となる施設の場合は、事業完了後の園芸施設共済等への加入等がなされるものであること。</p> <p>農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得等。</p> <p>事業費が 50 万円以上の事業を対象とする。</p>	<p>国要綱別記 2 の 第 1 の 3 (2) によるプロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費（プロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の合計額）</p>
補助率・上限	<p>補助率 3/10 以内</p> <p>補助上限</p> <p>法人の場合 1,500 万円</p> <p>個人の場合 1,000 万円</p> <p>補助金の算定に当たっては、千円未満切り捨てとする。</p>	1/15 以内	
(2) 地域 担い 手 育成 支援 タイプ	種別	融資主体型補助事業	追加的信用供与補助事業
	対象者	浜松市人・農地プランに位置付けられた中心経営体	
	対象事業	<p>農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設の取得等。</p> <p>園芸施設共済の引受対象となる施設の場合は、事業完了後の園芸施設共済等への加入等がなされるものであること。</p> <p>農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得等。</p> <p>事業費が 50 万円以上の事業を対象とする。</p>	<p>国要綱別記 2 の 第 1 の 3 (2) によるプロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費（プロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の合計額）</p>

	補助率 ・ 上限	補助率 3/10 以内 補助上限 300 万円 補助金の算定に当たっては、千円 未満切り捨てとする。	1/15 以内
--	----------------	---	---------

2 重要な変更

- (1) 事業費の増減が伴う変更
- (2) 申請者の変更
- (3) 事業の中止又は廃止
- (4) 成果目標の変更

3 備考

- (1) 補助対象者が取り組む事業内容について、令和元年7月1日以降であること。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 交付申請書
（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

下記のとおり事業を実施したいので、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付
要綱第4条第1項の規定に基づき、融資主体型補助事業に係る補助金 円の交付を申請する。

記

（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる）

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳

	整備内容	工期		施工住所	担保 (金融機関名、融資名、償還年数、その他)
		着工予定 年月日	竣工予定 年月日		
1					
2					

	総事業費	経費の内訳(円)					備考
		補助金	融資額	自己資金	都道府県	市町村	
1							
2							
計							

必要に応じて積算内訳を記載する。

担保欄は導入する機械等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受ける場合、必要事項を記載すること。

備考欄は、消費税仕入れ控除税額を減額した場合には「除税額 円のうち、補助金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記載すること。

3 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 収支予算書(様式第3号)
- (2) 経営体調書(別途、県が定める様式)
- (3) 市税納付・納入確認同意書(様式第4号)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者の場合)
- (6) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 交付申請書
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)
【追加的信用供与補助事業】

令和 年 月 日

浜松市長

静岡県農業信用基金協会
会長 印

下記のとおり事業を実施したいので、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、追加的信用共助補助事業に係る補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 経費の内訳(地区ごとに作成)

地区名	資金名	保証件数	保証対象融資額(円) (A)	助成金(円) (A) × 1/15	備考
	農業近代化資金				
	青年等就農資金				
	その他の資金				
	計				
合計					

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) その他参考となるべき書類

収支予算書（ 変更収支予算書・収支決算書 ）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

変更収支予算書...変更前の予算額を（予算額）欄に、変更後の予算額を（変更予算額）欄に記入すること。

収支決算書.....予算額を（予算額）欄に、決算額を（決算額）欄に記入すること。

なお、予算額に変更があった場合は（予算額）欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

浜松市長
(取扱い 農業振興課)

補助金交付申請者

住所(または所在地)

氏名(または法人名・代表者)

年 月 日 生

(法人の場合) 設立年月日 年 月 日 設立

下記の補助金交付手続きに伴い、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、市において、補助対象者の市税の納付・納入状況について確認し、必要に応じて確認内容を申請者へ報告することに同意します。

記

申請補助金 浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)になっている法人、その他の団体

令和 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

印

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 交付決定通知書
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

令和 年 月 日付けで申請のありました浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金について、下記のとおり条件を付して決定します。

記

交付決定額(補助金の額)

		百万			千			円
金額								

条 件

- (1) 事業の内容等の変更、中止、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了していない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (3) 事業の完了により、申請者に相当の収益が生じると認められる場合については、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (4) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 法令の定め、浜松市補助金交付規則、並びに補助金の交付の決定の内容、及びこれに附した条件に基づく市長の指示、及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。
- (7) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (8) 事業の着工にあたっては、原則として入札又は見積合わせを行うこと。また、当該契約に係る入札に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求めること。
- (9) 事業の着工、竣工した場合は、定められた書類を市長に届けること。
- (10) 事業が完了した場合は、定められた書類を提出し、審査等を受けること。
- (11) 完了前、完了後を問わず、是正等の指示があった場合はその指示に従うこと。
- (12) 実績報告書の提出までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合、確定したとき、又は完了の翌年6月20日までに、これを市長に報告すること。
- (13) 事業完了後、経営体調書に定められた成果目標の達成状況を3年間、又は目標を達成するまで市長に報告すること。

- (14) 事業で整備した機械等の利用計画を提出すること。又、利用状況を、事業完了年度を含む5年間、又は目標を達成するまで市長に報告すること。
- (15) 事業に関する帳簿及び書類を備え、これを事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備した機械等の処分制限期間が終了するまで、又は当該期間が5年未満の場合は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (16) 財産処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長へ財産処分の承認を受けること。
- (17) 整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に報告すること。
- (18) 移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に報告すること。
- (19) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (20) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (21) 農業用施設の取得を行う場合、園芸施設共済等の保険へ加入すること。
- (22) 補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容、若しくはこれに附した条件を変更する場合がある。
- (23) 補助金の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して14日以内に文書をもって申請の取り下げを行うこと。

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

経営体名

代表者の役職及び氏名 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から 契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- （注）1 には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

交付決定前着工届

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工が補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

着工届

令和 年度強い農業・担い手づくり総合支援事業交付申請書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

工程表等を添付すること。

様式第 10 号 (第 11 条関係)

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費 変更 (中止) 承認申請書
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

令和 年 月 日

浜松市長

住所 (所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更 (中止) したいので、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき申請する。

記

(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる)

1 変更 (中止) の理由

2 整備内容及び経費の内訳

	整備内容	工期		施工住所	担保 (金融機関名、融資名、 償還年数、その他)
		着工予定 年月日	竣工予定 年月日		
1					
2					

	総事業費	経費の内訳 (円)					備考
		補助金	融資額	自己資金	都道府県	市町村	
1							
2							
計							

必要に応じて積算内訳を記載する。

担保欄は導入する機械等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受ける場合、必要事項を記載すること。

備考欄は、消費税仕入れ控除税額を減額した場合には「除税額 円のうち、助成金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記載すること。

「 2 . 整備内容及び経費の内訳 」は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

様式第 11 号 (第 11 条関係)

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 変更 (中止) 承認申請書
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)
【 追加的信用供与補助事業 】

令和 年 月 日

浜松市長

静岡県農業信用基金協会
会長 印

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更 (中止) したいので、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき申請する。

記

1 事業の変更理由

2 経費の内訳 (地区ごとに作成)

地区名	資金名	保証件数	保証対象融資額 (円) (A)	助成金 (円) (A) × 1/15	備 考
	農業近代化資金				
	青年等就農資金				
	その他の資金				
	計				
合計					

経費の内訳は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) その他参考となるべき書類

様式第 12 号（第 11 条、第 20 条関係）

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 消費税等相当額報告書

（先進的農業経営確立支援事業・地域担い手育成支援事業）

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により、補助金の交付決定の通知があった浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金について、補助金交付要綱第 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 - 2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

印

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
(先進的農業経営確立支援事業・地域担い手育成支援事業)

変更 (中止) 承認通知書

令和 年 月 日付け変更 (中止) 申請のありました浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金変更 (中止) 承認申請を承認したので通知します。

交付決定額 (変更後)

		百万			千			円
金 額								

変更 (中止) 内容

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）

概算払承認申請書

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金の概算払を申請
いたします。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額

3 概算払を必要とする時期

資金状況調べ

(単位 : 円)

区分	収 入					支 出			差引 残額
	補助金	融資	自己 資金	その他	計	事業費	その他	計	
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計									

未経過の月分については、見込み額を計上すること。

第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 印

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

概算払承認通知書

令和 年 月 日付け申請のありました概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり補助金の概算払を承認します。

記

1 概算払をする金額

金 円

2 概算払をする時期

令和 年 月

様式第 17 号 (第 14 条関係)

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

概算払請求書

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記により、補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

整備内容	補助金	既受領額		今回請求額		残額		整備事業 完了予定 年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

口座振込先金融機関名

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金							店・所				出張所							
	金融機関コード																		
	預金・貯金 の種類		普通預金・当座預金					口座番号											
	郵便 局	記号						(当座) 番号											
口座名 義人	(ふりがな)																		
	氏名																		

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
(先進的農業経営確立支援事業・地域担い手育成支援事業)

竣工届

下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設等名)	
事業費(円)	
契約住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係去令検査年月日	
竣工検査年月日(または予定日)	
引き渡し年月日(または予定日)	

必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 実績報告書
(先進的農業経営確立支援事業・地域担い手育成支援事業)

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)
経営体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記
(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる)

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳

	整備内容	工期		施工住所	担保 (金融機関名、融資名、償還年数、その他)
		着工予定 年月日	竣工予定 年月日		
1					
2					

	総事業費	経費の内訳(円)					備考
		補助金	融資額	自己資金	都道府県	市町村	
1							
2							
計							

必要に応じて積算内訳を記載する。
担保欄は導入する機械等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受ける場合、必要事項を記載すること。
備考欄は、消費税仕入れ控除税額を減額した場合には「除税額 円のうち、助成金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記載すること。
「2.整備内容及び経費の内訳」は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 市長が必要と認めるものがあれば添付すること。
- (2) 融資機関等からの融資決定通知等融資額を確認し得る書類、補助事業に係る契約書及び請求書等当該整備事業に係る事業費が確認し得る書類を添付すること。

様式第 20 号 (第 17 条関係)

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 実績報告書
(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)
【 追加的信用供与補助事業 】

令和 年 月 日

浜松市長

静岡県農業信用基金協会
会長 印

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 経費の内訳 (地区ごとに作成)

地区名	資金名	保証件数	保証対象融資額 (円) (A)	助成金 (円) (A) × 1/15	備 考
	農業近代化資金				
	青年等就農資金				
	その他の資金				
	計				
合計					

経費の内訳は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

4 事業完了年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

その他参考となるべき書類。

第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
(先進的農業経営確立支援事業・地域担い手育成支援事業)

交付確定通知書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により決定した、浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金の交付について、下記のとおり確定します。

交付確定額

		百万			千			円
金額								

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

請 求 書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付確定を受けた強い農業・担い手づくり
総合支援事業費補助金について、補助金交付要綱第 20 条の規定により請求します。

記

金 _____ 円

補助金の振込先口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所			出張所			
	金融機関コード												
	預金・貯金 の種類		普通預金・当座預金			口座番号							
	郵便局	記号					(当座) 番号						
口座名 義人	(ふりがな)												
	氏名												

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金目標達成状況報告書
(令和 年度実績)

事業年度		経営体名	地区
年度			地区

成果目標の達成状況

	項目	成果目標 実績	未達成の理由等 達成した場合は記入の必要なし
1	付加価値 額の向上	目標 円	理由： 達成するための改善計画等： 達成予定時期 年 月 達成予定
		実績 円	
2		目標 	理由： 達成するための改善計画等： 達成予定時期 年 月 達成予定
		実績 	
3		目標 	理由： 達成するための改善計画等： 達成予定時期 年 月 達成予定
		実績 	

根拠資料を添付すること。

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金 年間利用計画書

事業年度		経営体名	地区
年度			地区

1 導入機械・施設等

事業内容	保管場所	取得年月日

2 年間利用計画

月	作業項目	内容等	日数	作業面積・数量等
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
			年間 日	

様式は機械等の機能、又は性能等により適宜変更すること。

様式第 25 号 (第 22 条関係)

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
利用報告書 (令和 年度分)

事業年度		経営体名	地区
年度			地区

1 導入機械・施設等

事業内容	保管場所	取得年月日

2 利用報告

月	作業項目	内容等	日数	作業面積・数量等
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
			年間 日	

様式は機械等の機能、又は性能等により適宜変更すること。

浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金
利用日誌 (令和 年度分)

事業年度		経営体名	地区
年度			地区

1 導入機械・施設等

事業内容	保管場所	取得年月日

2 利用日誌

月日	作業時間	作業内容	項目	作業面積・数量等
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			
月 日	時間 分			

様式は機械等の機能又は性能等により適宜変更すること。

様式第 27 号 (第 26 条関係)

財 産 管 理 台 帳

経営体名 _____

事業実施年度					事業名	強い農業・担い手づくり総合支援事業 (タイプ)								
事業の内容			事業実施期間		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
機械等名	型式等	設置場所 又は 施工場所	着工 年月日	完了 年月日	事業費 (円)	負担区分(円)				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
						助成金	都道府 県費	市町村費	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記載すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記載すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記載すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間(処分した施設・機械については承認年月日)を経過するまでは保存管理すること。

様式第 28 号（第 28 条関係）

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金で整備した
機械等の処分の承認申請書

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年度において浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金で整備した機械等を
処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要性が生じたので、下記のとおりその承認を
申請します。

記

1 承認申請の理由

2 承認申請に係る機械等の概要

(1) 地区名

(2) 機械等の所在地

(3) 機械等の構造、規格、規模等

(4) 事業費・補助金額

(5) 取得年月日（耐用年数、経過年数）

3 承認申請に係る事項

(1) 処分予定時期

(2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要

ア 機械等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画

イ 処分に伴う条件等

（例）処分に伴う助成金相当額について返納致します。

ウ 処分数又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費

(3) その他

[添付書類]

1 財産管理台帳の写し

2 その他市町村長が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあっては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。

(3) 交換の対象機械等の概要

ア 機械等の所在地

イ 機械等の構造、規格、規模等

ウ 取得予定価格及び取得方法

エ 機械等の利用計画

オ 交換に伴う条件等

様式第 29 号 (第 29 条関係)

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業で整備した機械等の災害報告書

令和 年 月 日

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年度において強い農業・担い手づくり総合支援事業で整備した機械等が災害(例:台風号)により被災したので、報告いたします。

記

1 被災機械等の概要

- (1) 地区名
- (2) 機械等の所在地
- (3) 機械等の構造及び規格、規模等
- (4) 事業費・補助金額
- (5) 取得年月日

2 災害の概要

(1) 災害の原因

例: 年 月 日台風第 号による強風
(気象台調べ 時 分 m/s (瞬間風速))

(2) 被災の程度

例: m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額

3 被害見積価格(復旧可能なものにあつては、復旧見込額)

4 その他(災害復旧計画及び資金計画)

[添付資料]

- 1 支援計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他市町村長が必要と認める書類

様式第 30 号 (第 30 条関係)

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業で整備した
機械等の増築 (模様替え、移転、更新等) 届

令和 年 月 日

浜松市長

住所 (所在地)

経営体名

代表者氏名

印

令和 年度浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業で整備した
機械等の増築 (模様替え、移転、更新等) 届

令和 年度において浜松市強い農業・担い手づくり総合支援事業で取得又は効用が増加した機
械等を増築 (模様替え、移転、更新等) したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る機械等の概要

(1) 地区名

(2) 機械等の所在地

(3) 機械等の構造、規格、規模等

(4) 事業費・補助金額

(5) 取得年月日

3 増築の概要

(1) 増築

(例 : 増築 鉄骨スレート葺 m^2 事業費 千円
増設 ライン 箱 / 日処理 事業費 千円)

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

(4) 増築の効果

[添付資料]

1 支援計画書の写し

2 処理能力計算書

3 経営収支計画

4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図

5 財産管理台帳の写し

6 その他市町村長が必要と認める書類